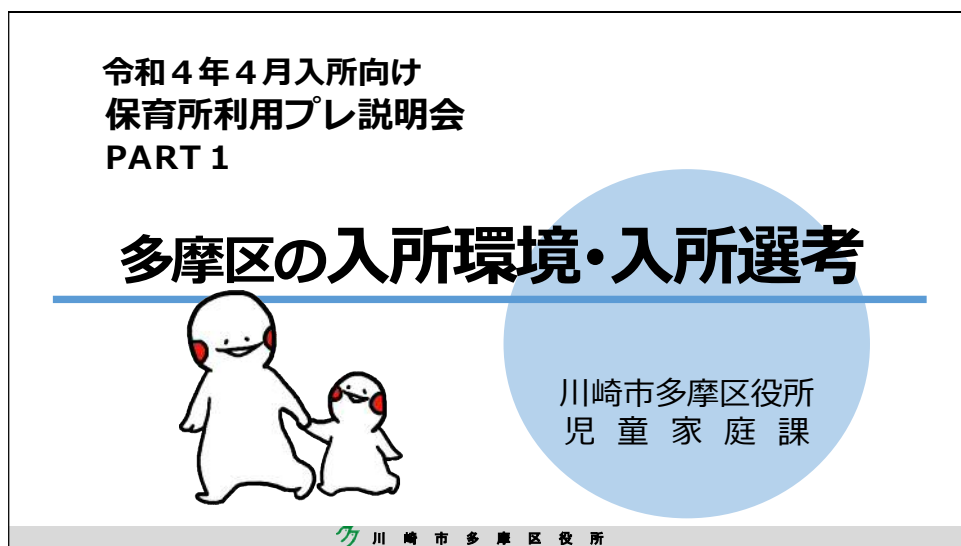


令和4年4月入所向け保育所利用プレ説明会 PART1 『多摩区の入所環境・入所選考』

～テキスト情報～




説明内容については、令和3年度入所対象者向けの利用案内に基づいたものとなります。

令和4年度の利用案内については、10月上旬に配布を開始する予定で、内容に若干変更がある場合がありますが、予めご理解いただいた上でご覧いただきますようお願いいたします。

また、スライド右上に、関連する利用案内のページをお示しておりますので、令和3年度の利用案内がお手元にある方はそのページも合わせてご覧ください。

内容



PART 1 多摩区の入所環境・入所選考
令和3年度の実績に基づく入所環境や、認可保育所の入所選考（利用調整）におけるランク・ポイントについて。

PART 2 預け先の探し方
認可保育所の探し方・選び方。川崎認定保育園・企業主導型保育園・一時保育・幼稚園のご案内。

PART 3 申請手続きのポイント
申請手続きについて、注意点や記入漏れが多い点などポイントを絞って説明。最後に、よくあるご質問10問を紹介。

川崎市多摩区役所 **2**

この説明会では、3つのパートに分けて、お話していきます。

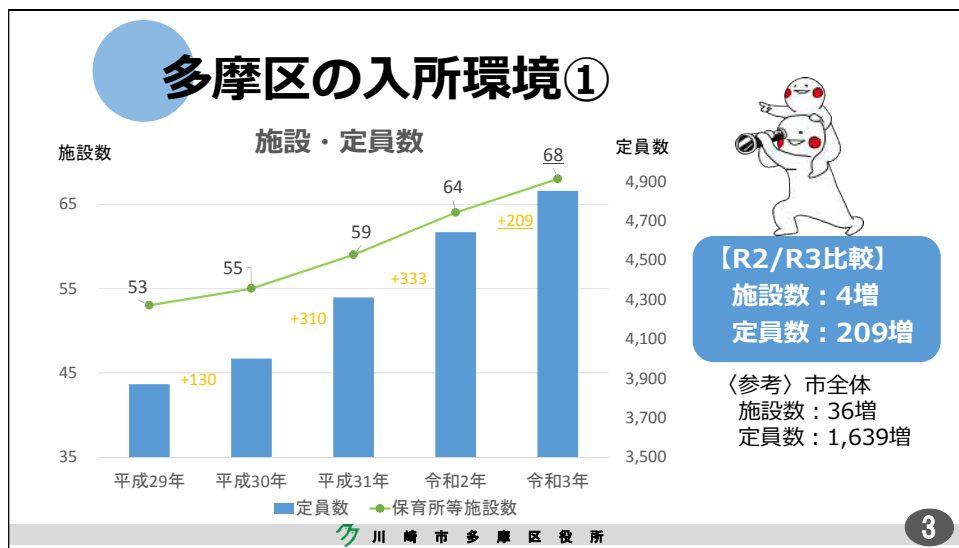
パート1が多摩区の入所環境・入所選考

パート2が預け先の探し方

パート3は申請手続きのポイント

となっています。

そしてこのプレ説明会part1の動画では、「多摩区の入所環境」と「入所選考」の2つのポイントについて説明いたします。



さて、それでは多摩区の入所環境の説明内容に入っていきます。

まずは、認可保育所の施設数と定員数を見ていきます。

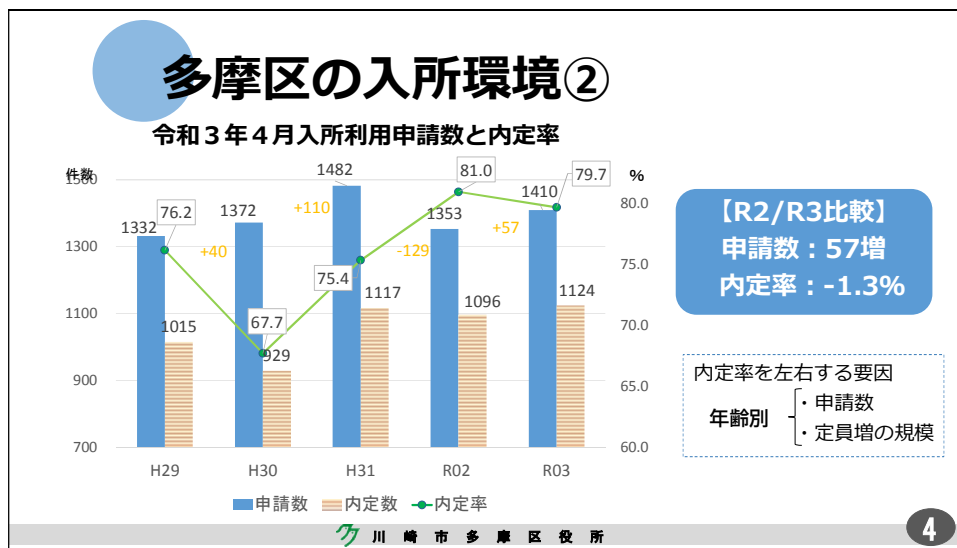
赤い折れ線グラフが施設数

青い棒グラフが定員数

令和3年4月時点で、施設数は68園で、前年から4園増えておりまして、定員数は209人分増えております。

平成29年からの5年間で見ると、令和3年4月には施設数は15、定員数は982人増えています。

それではこれから令和3年4月の申請状況をご説明します。

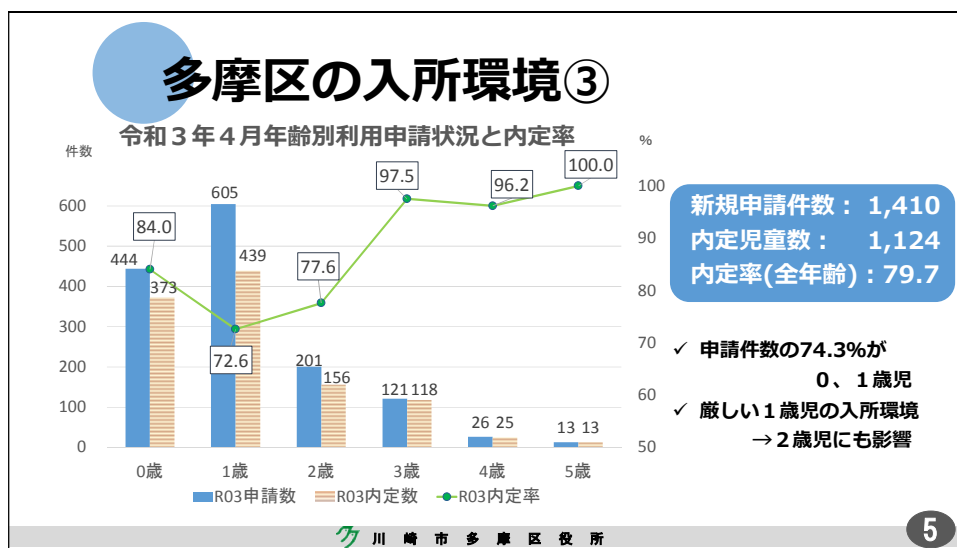


これは、4月入所を希望された方がどの程度入所できたかを示すグラフとなります。

青色の棒グラフが4月入所を希望した申請数ですが、今年は昨年比57増となり1410件。内定者数は、28人増え、1124件となっております。

内定率をしてみると、内定率は約79.7%。定員数は増加したものの申請者数も増えたため内定率の改善とはならず前年よりも1.3ポイント内定率が下がっています。

次に、年齢別の内定率がどうなっているか、見ていきたいと思えます。



令和3年4月入所の年齢別の申請者数・内定者数・内定率を示しています。
 画面上、青の棒グラフが年齢別の申請件数です。年齢によってかなり違うことがお分りいただけると思います。

まず、申請数が多いのが0、1歳児で全体の74.3%にのぼります。
 内定率は、1歳児が一番厳しく平均を7.1ポイント下回り72.6%に留まります。
 次に2歳児については、1歳児で入所できず翌年2歳で改めて申請するケースが増えています。そのため、2歳児の内定率も7割台と、1歳児に次ぐ低水準となっています。

これに対して、3歳以降、特に4、5歳児の申請が少ない状態にあり、新規開設園の場合、4、5歳児は定員割れが発生しています。定員の増があっても、申請が多い1、2歳児の枠はその一部に留まります。結果として、定員増ほど内定人数は増えないこととなります。

このように申請状況は、年齢によって異なるため、預け先の探し方についても年齢により対応が異なってきます。

なお、本年度はコロナウィルスの影響もあり、0歳での申請を見送った方が一定数いることが想定されるため、1歳児の入所環境は今年度以上に厳しくなるのではないかと考えられます。

多摩区の入所環境④

エリア別状況

登戸 向ヶ丘遊園	区内一の激戦区。近年、認可・認可外保育所が増え続けている結果、内定率は区全体の平均を超える。
稲田堤	登戸に次ぐ激戦区。受入枠の多い0歳児に対し、1歳児は受入枠が少なく区内で最も厳しい。
宿河原 久地	エリア別の内定率は区内でトップ。2歳児の新規受入枠少なく隣のエリアも含めて検討が必要。
中野島 生田・読売ランド	駅付近の認可保育所への希望が多く、特に1、2歳児は近隣エリアの保育所も視野に入れる必要あり。

川崎市多摩区役所 6

それでは、エリアごとの入所状況の傾向をお伝えします。

まず、登戸・向ヶ丘遊園エリアは、区内一の激戦区ですが、近年、認可・認可外保育所が増えた結果、内定率は区全体の平均を超えています。

稲田堤エリアは、登戸に次ぐ激戦区で、受け入れ枠の多い0歳児に対し、1歳児は受入れ枠が少なく区内で最も厳しい環境になっています。

宿河原・久地エリアは、エリア別の内定率は区内でトップですが、2歳児クラスの新規の受入枠が少なく厳しい状況なので、登戸エリアや高津区側も検討に含めることが必要です。

中野島エリア、生田・読売ランドエリアは駅付近の認可保育所への希望が多く、周辺の保育所も視野に入れる必要があります。

このように、お住まいのエリアによって入所環境は大きく異なります。お住まいのエリアの特徴を捉えて、希望園を検討してください。

入所選考について 保育の必要性の認定

● 認可保育所等をご利用になるためには、**保護者全員**が保育を必要とする事由に該当する必要があります。

R3利用案内 8分参照

番号	保育を必要とする事由	保育実施期間
1	月64時間以上の 就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間
2	求職活動 又は起業の準備	2か月以内
3	妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度
4	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間
5	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等に通学していること	職業訓練校や大学等に通学する期間

ほか

川崎市多摩区役所

7

さて、ここからは、入所選考についてお話しします。

まず、認可保育所等の入所を申請し利用するためには、「保育の必要性」があると認められる必要があります。

画面には、「保育の必要性」が認定される事由をいくつか抜き出しております。

なかでも最も代表的な事由が1番の就労です。この事由に該当するためには、合計月64時間以上の就労が必要となります。

これから仕事を探そうという場合は、2番の求職活動という事由に該当します。

認定事由が「求職活動」でお子さんが保育所に入所した場合は、2か月以内に番号1の条件で就労を開始する必要があります。


これらの他にも、保育を必要とする事由は「妊娠・出産」などがございます。

なお、産休・育休取得中の方は、妊娠・出産ではなく、「就労」が事由となります。

入所選考について 利用調整とは

R3利用案内 13頁参照

利用調整基準に基づき保育を必要とする度合をランク・点数化します。ランク・点数の高いお子さんから希望園に内定となります。



ランク
(16頁 別表1)


✓ 利用調整基準に基づき世帯のランク付けを行います。**ランクのより高いお子さんから内定**とします。

調整指数
(17頁 別表2)

✓ 世帯ごとに指数を算定します。**同ランクの場合は、**指数点の高いお子さんから内定とします。

調整項目
(18頁 別表3)

✓ 世帯ごとに項目点を算定します。**同ランクと同指数の場合は、**項目点の高いお子さんから内定とします。

8

次に利用調整について、説明します。

「保育の必要性」が認定された方を対象に行う入所選考を、利用調整と呼びます。利用調整では、どれだけ保育の必要性があるかを、「利用調整基準」という3つの表を使ってランク・点数化します。

利用調整基準により順位づけされる指標に「ランク」「調整指数」「調整項目」の3種類があります。

この3つには上下関係があり、一番上位に来るのが「ランク」、その次が「調整指数」、さらにその下が「調整項目」という順番になります。

算定されたランク・点数の高いお子さんから希望園に内定となります。

以下で、この3つについて見ていきたいと思います。

入所選考について 利用調整とは

＜別表1＞ ランク

R3利用案内 16頁参照

保護者の状況	細 目	ランク
居宅外労働 (自営を除く)	月実働140時間以上就労	A
	月実働120時間以上140時間未満就労	B
	月実働100時間以上120時間未満就労	C
	月実働80時間以上100時間未満就労	D
	月実働64時間以上80時間未満就労	E
	就労先確定	F
求職活動等	求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H

川崎市多摩区役所
9

まず始めにみるのが、「ランク」です。

ランクにはA～Hまであり、一番高いランクがAランクです。

申請数の多い0、1歳児、最近では2歳児で認可保育園に内定となった方の多くは、この「A」ランクです。

どのようにランクが決まるかについて、代表的な保育要件の「就労時間」で説明したいと思います。

Aランクに該当するのは、1日あたりの休憩を含まない就労時間が7時間、週5勤務で月の実働時間が140時間以上となる、いわゆるフルタイム就労のケースです。就労時間が少なくなるにつれて、ランクはより低いランクが適用され、申請時点で就労がない求職活動中の方は一番下のHランクとなります。

このランクについては、両親それぞれの就労時間に基づきランク判定を行います。

入所選考について
利用調整とは

R3利用案内 13分参照

- ランク付けは、世帯ごとに各保護者をA～Hのランクに区分し、低い方のランクをその世帯のランクとします。

(例：父母就労の場合)

父就労時間
月140時間以上
《Aランク》

母就労時間
月120時間
《Bランク》

▶

世帯ランク判定
《Bランク》

川崎市多摩区役所

10

では、父親と母親のランクが異なるケースはどう扱われるのか、を説明します。

例えば、画面のように、父親のランクがAランク、母親のランクが一つ下のBランクの場合、

世帯のランクは、低い方の母親のBランクが適用されることとなります。

なお、就労時間に基づくランク分けは、正社員やパートなどの雇用形態に関係なく、「ひと月あたりに実際に働く実働時間」で判定されます。

入所選考について 利用調整とは

R3利用案内 17頁参照

〈別表2〉 指数点の算出

項目	細目	指数	
就労実績	利用希望日時時点で1年以上の就労実績がある場合	2	× 2
	利用希望日時時点で半年以上の就労実績がある場合	1	
産休明け又は育休明け	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)	2	
同居の親族等の状況	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3	
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1	
	近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合	-1	

川崎市多摩区役所
11

次に進みます。

先ほど、0～2歳児ではAランクが重要とお話ししましたが、Aランクを取得したからといって、確実に希望園に入園できるわけではありません。特に、0歳の場合約89%、1歳では申請の約88%がAランクに該当し、差がつきません。そこで同じランクで競合する場合は、この別表2で指数点を算出し、指数点の高い方から内定となります。

指数点の最高点は15点ですが、1人親世帯などに該当する方は7点以上となります。両親共働きの家庭で多くの世帯が合計6点となりますが、1歳、2歳の内定者の多くはこの6点以上となっています。

では調整指数で6点を取られている方の典型的なパターンを具体的に説明したいと思います。

まず、保護者が就労されている家庭で指数点の取得対象となるのが表の一番上の「就労実績」という項目です。

両親それぞれについて、1年以上の就労実績があるのか。あれば、父親、母親、それぞれの分として2点ずつ加点され、合計4点となります。

次に、多くの世帯で加点対象となるのが表の真中「産休・育休明け」に保育園に預ける予定の世帯に加算される2点です。

この二つの項目で合計6点となります。

ご注意いただきたいのは、減点対象となる「同居の親族等の状況」という項目です。児童から見たおじいちゃん、おばあちゃん等の親族と同居していたり、半径1km以内の近所にお住まいの場合で、その親族が保育ができない場合、減点とならないためにはその親族が保育ができないことの証明が必要となる場合があります。

なお、おじいちゃんおばあちゃん等の親族と世帯を分けていても、基本的には同居扱いとなりますのでご注意ください。

入所選考について 利用調整とは

〈別表3〉 項目点の算出

R3利用案内 18頁参照

標準的ランク・点数

0歳	A6-1
1歳以上	A6-2

	項 目	項目点
①	現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯（育児休業期間は除く。）	1
②	現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く。）	1～5
③	現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1
④	既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯	1
⑤	就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯	1

川崎市多摩区役所

12

続いて、ランク・指数の次に来るのが別表3から算出される項目点です。同じランクと指数点で並んだ場合、さらに、この項目点を算出し、項目点の高い方から内定となります。

就労の場合で加点の対象となるのが⑤の「就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯」という項目です。これは、神奈川県最低賃金を上回っていれば、通常加点される項目です。

次に、③こどもの年齢が1歳以上で育休を使って、育児をしていた世帯に加点される1点です。

したがって、多くの場合、項目点の取得できる点数は0歳で1点、1歳以上育休取得者で2点となります。

また、1歳児を例にとると、2点を上回る3点がつくケースがあります。

その一つが、④の既にきょうだいがいるケース、もうひとつは②の認可外保育施設等に1年以上預けているケースです。


項目点の点数の状況によっても、希望園への入所の可能性がかわってきます。

入所選考について 利用調整とは

R3利用案内 18分参照

- ランク・調整指数・調整項目が同じになった場合、次の順に内定となります。

- ① 養育している子どもが3人以上の世帯
- ② 所得状況のより低い世帯



- どんなに調整指数が高くても、よりランクの高い世帯の方が優先されます。(例：[A3] > [B6])
- 点数化する項目は利用調整基準で決められており、それ以外の要素は一切加味することはできません。

川崎市多摩区役所13

最終的に、ランク、調整指数、調整項目のいずれも同じになった場合には、まず「子どもが3人以上の世帯」が優先されます。


そして、さらに競合がある場合は「所得状況のより低い世帯」が優先して内定となります。

保育の手段を確保するうえで、ランク・点数を事前に把握しておくことはとても重要です。利用案内に載っている別表1～3を使ってぜひ、事前に試算してみてください。

なお、ランクや点数化する項目は市の利用調整基準で決められており、この基準によって入所調整を行います。

多摩区役所では、多摩区内の認可保育所について、令和3年4月の実績に基づいた、各施設ごとのランク・指数・項目の内定ラインをお伝えしています。お知りになりたい方はお問い合わせください。

ご案内



PART 1 多摩区の入所環境・入所選考
令和3年度の実績に基づく入所環境や、認可保育所の入所選考（利用調整）におけるランク・ポイントについて。

PART 2 預け先の探し方
認可保育所の探し方・選び方。川崎認定保育園・企業主導型保育園・一時保育・幼稚園のご案内。

PART 3 申請手続きのポイント
申請手続きについて、注意点や記入漏れが多い点などポイントを絞って説明。最後に、よくあるご質問10問を紹介。

川崎市多摩区役所 **14**

この動画での説明は以上となります。

この他、プレ説明会パート2では「預け先の探し方」について
パート3では、「申請手続きのポイント」について説明しておりますので併せてご覧ください。

ご視聴ありがとうございました。

まーるちゃんプロフィール

「たまたま子育てまつり」イメージキャラクター



身 長:	よく目撃されているのは約50cmから120cm前後 もっと小さい子や大きい子もいるらしい
体 重:	計が定まらず測定不能
特 徴:	まわること
好きなこと:	絵本の話を聞める
年 齢:	数えたことがないため不明 仲良くくれる人間の年齢層も幅広い
性格その他:	全体的にのんびり、まったり 動きは遅いがまわると早い。 「ブルース・ブラザーズ」を見て感動した衝動で アフリカに行ったことがある

区内の子育て情報掲載で開始する「たまたま子育てまつり」は9月19日(日)に多摩区役所で開催予定です。詳細は多摩区HPでご確認ください！

「まーるちゃん」以外のイラストにつきましては、インターネット上で無償公開されている素材を利用しております。
イラスト：「かわいいフリー素材集 いらすとや」 / 著作権者：みふねたかし氏

 川 崎 市 多 摩 区 役 所

ご視聴ありがとうございました。

(5秒間静止)